

## 賛助会費として寄付していただいた皆様への税制優遇について

当協会は平成 23 年 11 月 1 日より公益財団法人に移行し、公益財団法人川崎市スポーツ協会となり、平成 26 年 4 月 11 日より「税制特別措置法施行令第 26 条の 28 の 2 第 1 項」に規定する要件を満たし、【税額控除の証明】を受けました。このことにより当協会へ寄付金をいただいた場合は税制優遇を受けることができます。

賛助会費もこの対象となります。参考にいただければ幸いです。

個々の所得など条件により違いがございます、また税制は毎年のように改正されますので、最新の状況については、税務署にお尋ねになるか、国税庁のホームページ (<http://www.nta.go.jp/>) でご確認のほどお願いいたします。

### ●賛助会員、個人寄附の場合（所得控除又は税額控除のどちらかを選択することができます）

例として、年間総所得 500 万円の方が、10,000 円を当協会にご寄附いただいた場合を参考にすると 2,000 円を超える寄付金額に適用され、次の計算となります。

#### 《「所得控除」を選択した場合》

10,000 円 - 2,000 円 = 8,000 円

8,000 円 × 所得税額(20%)=1,600 円 ⇒確定申告の手続きを経て節税となります

※但し、総所得金額等の 40%相当額が限度となります。

#### 《「税額控除」を選択した場合》

(10,000 円 - 2,000 円) × 40% = 3,200 円 ⇒確定申告の手続きを経て節税となります

※但し、所得税額等の 25%相当額が限度となります。

### ●賛助会員、法人寄附の場合

通常の一般寄附金の損金算入限度額と別枠で、損金算入が認められます。

《資本金が 500 万円、年中の所得金額が 500 万円の法人場合》

(A) 一般損金算入限度額=

{(5,000,000 円×0.25%) + (5,000,000 円×2.5%)} × 50% = 68,750 円

(B) 別枠の損金算入限度額=

{(5,000,000 円×0.25%) + (5,000,000 円×5%)} × 50% = 131,250 円

したがって、(A) (B) の合計金額 (A:68,750) + (B:131,250) = 200,000 円の損金算入が、認められます

### ◆お手続き

個人の方々には当協会から発行される賛助会費の領収証と「税額控除の証明証」の写しをセットにして、確定申告の際に提出してください。